

別記様式第6号（第16条第3項、第25条第3項関係）

論文審査の結果の要旨

博士の専攻分野の名称	博士（ 看護学 ）	氏名	陳 卉芳
学位授与の条件	学位規則第4条第①・2項該当		
論文題目 中国における経口摂食援助に関する看護師の看護実践能力の構造と関連要因の検討 一片麻痺患者を想定して—			
論文審査担当者 主　　査　　教授　　折山　　早苗　　印 審査委員　　教授　　森山　　美知子 審査委員　　教授　　花岡　　秀明			
〔論文審査の結果の要旨〕 食事への支援は、生理的ニードの充足のみならず、生命の維持、健康の増進、疾病の回復において重要な看護技術である。しかし、中国では、病院での食事は家族に依存する実態があり、経口摂食援助に関する看護教育や看護師の役割が標準化されていない。質の高い看護を提供するためには、看護師が免許取得後も主体的な学習を重ねながら、専門職として看護実践能力を継続的に発展させることが重要である。中国では高齢化の進展により脳血管障害発症による食事への援助を必要とする患者の増加が見込まれている。そこで、本研究では、脳血管障害により片麻痺を合併した患者を想定した経口摂食援助に必要な看護師の看護実践能力の知識と技術を文献とインタビュー調査により精選し、そこから得られた看護実践能力の構造と関連要因を明らかにすることを目的とした。 研究1では、中国より先行する日本の基礎看護学の教科書から、経口摂食援助の定義について、「対象」「目的」「方法」「プロセス」に関する記述内容を抽出した。得られた54コードから18サブカテゴリーを要約して、経口摂食援助の定義案を帰納的に作成した。 研究2では、研究1の定義案が中国の看護の現状に適合するよう、中国の看護教育者と看護師15名に対して個別のインタビュー調査を行い、教育と実践の視点で共通した妥当性のある定義となるよう検討した。その結果、経口摂食援助とは「疾患・障害・治療で経口摂食に援助が必要な人を対象として、病状・状態・食生活を反映させる工夫をした経口食を用いて対象者に最適な方法を通じて、個別性・自立・安全・安楽・効率を配慮しながら必要な栄養摂取と満足感を保障できる看護過程である」という定義が得られた。さらに、同様の調査対象者に対し、経口摂食援助の看護上の課題について改善策を尋ねる内容をインタビューガイドとし、半構造化面接法による調査を実施した。語られた改善策の援助内容のコードから、看護実			

践能力 25 項目を精選した。

研究 3 では、研究 1 と研究 2 によって得られた看護実践能力の構造案を検討するため、中国の慢性期と急性期の病院に勤務する 1109 人の看護師を対象に横断調査を行った。950 人から回答が得られ、勤務年数 1 年未満と片麻痺患者の看護経験がない看護師を除く 640 人を分析対象とした（有効回答率 57.7%）。探索的因子分析と確証的因子分析によって、看護実践能力は、「援助プロセスに関わる知識と技術」「症状の変化に適した支援の知識」「片麻痺患者のケアに必要な医学的知識」の 3 因子 22 項目から構成されることが明らかとなった。

研究 4 では、アンドラゴジー・モデル（M.S. ノールズ、1984 年）をもとに、成人学習者である看護師の主体性を重視した研究概念枠組を設定し、「学習の動機づけ」要因として自己効力感（一般性自己効力感尺度：General Self-Efficacy Scale）とストレス対応能力（首尾一貫感覚尺度：Sense of Coherence, 以下 SOC），「学習者の自己概念」要因として自主学習（自主学習能力尺度：Self-directed Learning Scale, 以下 SDLS），属性には年齢や経験、学歴などを設定し、これらが看護実践能力に影響するという仮説をパス解析により検証した。その結果、モデルの適合度は十分な値を示し（GFI=0.997, AGFI=0.986, CFI=0.998, RMSEA=0.029），経口摂食援助経験、自己効力感および SDLS から看護実践能力へのパス係数はそれぞれ 0.159, 0.157, 0.552（いずれも $p < 0.001$ ）で正の方向を示し、決定係数は $R^2=0.457$ であった。看護実践能力に直接的影響を与える要因は SDLS と自己効力感および片麻痺患者への経口摂食援助経験であり、SOC は SDLS を通して間接的影響を与えることが明らかとなった。看護師が自主学習能力を向上させることで看護実践能力を高めることができることが示され、主体的な学習を支える卒後教育や継続教育での学習環境の重要性が示唆された。

以上の結果から、本論文は、経口摂食援助の定義と課題に基づいて、中国の看護師における看護実践能力の構造と看護実践能力を高める要因を明らかにした。このことは、食事への支援を必要とする患者のケアの質と経口摂食援助に関する看護実践能力の向上に有益な結果を提供しており、看護学の発展に資するところが大きい。

よって審査委員会委員全員は、本論文が著者に博士（看護学）の学位を授与するに十分な価値あるものと認めた。

別記様式第7号（第16条第3項関係）

最終試験の結果の要旨

博士の専攻分野の名称	博士（ 看護学 ）	氏名	陳 卉芳
学位授与の条件	学位規則第4条第①・2項該当		
論文題目 中国における経口摂食援助に関する看護師の看護実践能力の構造と関連要因の検討 一片麻痺患者を想定して—			
論文審査担当者 主査 教授 折山 早苗 印 審査委員 教授 森山 美知子 審査委員 教授 花岡 秀明			
〔最終試験の結果の要旨〕 判定 合格			
上記3名の審査委員会委員全員が出席のうえ、平成30年2月15日の第149回 広島大学保健学集談会及び平成30年2月15日 本委員会において最終試験を行 い、主として次の試問を行った。 1 経口摂食援助の看護実践能力向上の必要性 2 看護実践能力の構造の妥当性 3 看護実践能力への影響要因 4 看護実践能力を高める教育方法 5 本研究の知見に基づいた今後の展望 これらに対して極めて適切な解答をなし、本委員会が本人の学位申請論文の内容 及び関係事項に関する本人の学識について試験した結果、全員一致していずれも学 位を授与するに必要な学識を有するものと認めた。			